

保育所等を支援します！

令和 8 年度鳩山町保育所等 物価高騰対策給付金

物価高騰の影響を受けている保育所等に対し、光熱費等の価格上昇に伴う負担を軽減するため、給付金を支給します。

※同じ趣旨で実施する「鳩山町福祉事業者等物価高騰対策支援給付金」又は「鳩山町中小企業者等応援給付金」に申請した事業者は給付対象外となります(重複申請不可)。



申請先・問合せ

役場町民健康課
☎ 277-7527

支給額

給付対象経費	施設区分	給付額	備考
光熱費相当分	・保育所 ・地域型保育施設 ・放課後児童クラブ	L P ガス：児童 1 人あたり 480 円	児童数は令和 8 年 4 月 1 日現在の利用定員数で算 定
		高圧電力：児童 1 人あたり 7,200 円	
事業継続支援分	・保育所 ・地域型保育施設	1 事業所当たり 2 万 5,000 円	
	・放課後児童クラブ	1 支援単位当たり 5 万円	

福祉事業者を応援します！

鳩山町福祉事業者等 物価高騰対策支援給付金

物価高騰の影響を受けている福祉施設等に対し、福祉サービスの継続を支援するため、給付金を支給します。



申請先・問合せ

役場長寿福祉課 ☎ 296-1241

対象

・鳩山町内に所在する指定介護サービス事業者および指定障害福祉サービス事業所等

支給額

入所系サービス **25 万円**
(サービス種別により異なります) または **10 万円**

通所系サービス **5 万円**

訪問系サービス **2 万 5,000 円**

申請期限

・令和 8 年 12 月 28 日(月)まで

注意事項

- ・「鳩山町中小企業者等応援給付金」との重複申請はできません。いずれか一方を選択して申請してください。
- ・申請は施設ごとに行います。ただし、同一施設において同一区分に該当するサービスを複数運営している場合は、区分ごとに 1 回限りの申請となります。
- ・指定介護サービス事業と指定障害福祉サービス事業の両方を実施している施設であっても、同一区内で申請できるのはいずれか一方の事業のみです(重複申請不可)。

物価高騰に対する

鳩山町の 独自支援

中小企業経営者を応援します！

鳩山町中小企業者等応援給付金

物価高騰により厳しい経営環境下にある経営者を支援する取り組みとして、給付金を支給します。

対象

- ・法人登記をしている事業者(宗教法人を除く。)であって、本町内に本店を有し、かつ、資本金が 1 億円未満であること。
 - ・令和 8 年 8 月 1 日時点において、事業収入があり、今後も事業を継続する意思があること。
 - ・直近事業年度分の法人町民税の申告をしていること。
- ※対象と思われる法人には既に個別に通知しています。

申請期限

・令和 8 年 10 月 30 日(金)まで

支給額

5 万円

※ 4 万円の支給決定者には 1 万円を追加して支給します。

申請先・問合せ

役場産業振興課 ☎ 296-5895



農業経営者を応援します！

鳩山町農業経営者継続支援給付金

燃料や肥料を含む農業用資機材の物価高騰による影響を受けた町内の個人農業経営者を支援する取り組みとして、給付金を支給します。

対象

- ・町内に住民登録を有していること。
- ・鳩山町農業委員会が管理する農家台帳に登載されていること。
- ・農業経営面積が 1,000 平方メートル以上であること。
- ・令和 8 年 6 月 30 日現在で、令和 7 年分の農業所得を申告していること。

申請期限

・令和 8 年 10 月 16 日(金)まで

支給額

2 万円

申請先・問合せ

役場産業振興課 ☎ 296-5895



有効期限間近！

物価高騰対策生活支援ギフトカード

有効期限

令和 8 年 9 月 30 日(水)まで

問合せ

●本事業に関する問合せ

役場政策財政課 ☎ 296-1212

●ギフトカードの使い方に関する問合せ

Visa ギフトカード専用ダイヤル

☎ 0570-077-096 (有料)



▲町ホームページ